

農林水産局週休2日モデル工事等実施要領

令和	3年	6月	1日制	定
令和	4年	6月	1日一部改正	
令和	5年	6月	1日一部改正	

1 趣旨

この要領は、持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善を目的とする「週休2日モデル工事」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

(1) 週休2日モデル工事

- ア 週休2日とは、対象期間において、4週8休（対象期間の28分の8の日数相当のこと。）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- イ 現場閉所とは、巡回、パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- ウ 対象期間とは、工事着手する日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間は含まない）までとし、次の期間は対象期間から除く。
 - （ア） 年末年始6日間及び夏季休暇3日間
 - （イ） 工場製作のみが行われている期間
 - （ウ） 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間なお、準備期間とは、工事開始から本体工事又は仮設工事の着手までの期間をいう。

(2) 週休2日交替制モデル工事

- ア 週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休（対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合が28日分の8日の水準の状態をいう。）以上の休日を確認したと認められる状態をいう。
- イ 交替制による休日確保は、施工体制台帳上の元請業者及び下請業者の技術者・技能労働者を対象とする。ただし、一時的に従事した技術者及び技能労働者は対象外とする。なお、一時的とは、2週間未満とする。
- ウ 雨天時等で休日とする場合においても、週休日とすることができる。
- エ 対象期間は、各業者が工事に着手する日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間は含まない）までとし、対象期間から除く日は、2（1）ウのとおりとする。

3 対象工事

(1) 週休2日モデル工事

- ア 発注者指定型
請負対象金額1千万円以上の工事（緊急対応工事など現場閉所が困難な工事、又は、工期が短く、対象期間が2週間未満となる工事等は除く）は、原則、発注者指定型で実施するものとする。
- イ 受注者希望型
請負対象金額1千万円未満の工事（緊急対応工事など現場閉所が困難な工事、又は、工期が短く、対象期間が2週間未満となる工事等は除く）は、原則、受注者希望型で実施するものとする。

(2) 週休2日交替制モデル工事

「週休2日交替制モデル工事」は、「週休2日モデル工事」での発注が困難な工事を原則、

受注者希望型で実施するものとする。

4 実施方法

(1) 週休 2 日モデル工事

- ア 受注者は、週休 2 日モデル工事（受注者希望型）を実施する場合、契約締結後速やかに工事打合せ簿により発注者へ申し出るものとする。
なお、希望しない場合は、本要領によらず施工するものとする。
- イ 受注者は、工事着手までに週休 2 日取得が確認できる別記様式 1「休日取得計画表（以下「計画表」という。）」を発注者に提出するものとし、対象期間を明確にするため、工事着手する日と工事完了日を計画表に明記するものとする。
なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっても週休日を変更することができるものとし、雨天時等で現場閉所する場合においても、週休日とすることができる。
- ウ 受注者は、「週休 2 日モデル工事」である旨を看板等に記載し、工事現場に設置するものとする。また、発注者は、看板設置等に必要な費用について、現場環境改善費として計上するものとする。ただし、災害復旧工事の場合は、看板の設置は求めないこととする。
- エ 受注者は、計画表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）とともに、毎月 7 日までに監督職員に提出するものとする。
- オ 週休 2 日を理由とする工期延長については認めないものとする。
- カ 受注者は、週休 2 日が達成できなくなった場合は、速やかにその理由を工事打合せ簿により発注者に提出するものとする。

(2) 週休 2 日交替制モデル工事

- ア 受注者は、週休 2 日交替制モデル工事を実施する場合、契約後速やかに、工事打合せ簿により発注者へ申し出るものとする。
なお、希望しない場合は、本要領によらず施工するものとする。
- イ 受注者は、「週休 2 日交替制モデル工事」である旨を看板等に記載し、工事現場に設置するものとする。また、発注者は、看板設置等に必要な費用について、現場環境改善費として計上するものとする。ただし、災害復旧工事の場合は、看板の設置を求めないこととする。
- ウ 受注者は、別記様式 2「休日取得状況表（以下、「状況表」という。）」に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）とともに、毎月 7 日までに監督職員に提出するものとする。
- エ 週休 2 日交替制を理由とする工期延長については認めないものとする。
- オ 受注者は、週休 2 日交替制を達成できなくなった場合は、速やかにその理由を打合せ簿等で発注者に提出するものとする。

5 経費の補正

(1) 週休 2 日モデル工事

週休 2 日モデル工事を実施した結果、次式により算定した現場閉所率が、次のアからウに掲げるいずれかに該当する場合、特記仕様書に明示する経費及び補正係数を休日の取得状況に応じて労務費等に乗じることとする。

発注者指定型については、ア 4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5%（8 日／28 日）以上）の経費を見込んで発注し、達成できなかった場合は、現場閉所実績に応じて経費を補正した変更契約を行うものとする。

また、受注者希望型については、経費を見込まず発注し、受注者が希望し、4 週 6 休以上であった場合は、変更契約時において、現場閉所実績に応じた経費の補正を行うものとする。

$$\text{現場閉所率（％）} = \text{現場閉所日数}^{\ast 1} \div \text{対象期間}^{\ast 2}$$

※１：対象期間内において、１日を通して、現場事務所での内業を含むいずれの現地作業も実施していない日の合計。

※２：工事着手（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間は含まない）までとする。なお、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間は含まない。

- ア ４週８休以上（現場閉所率28.5％（８日／28日）以上）
- イ ４週７休以上４週８休未満（現場閉所率25.0％（７日／28日）以上28.5％未満）
- ウ ４週６休以上４週７休未満（現場閉所率21.4％（６日／28日）以上25.0％未満）

(2) 週休２日交替制モデル

週休２日交替制モデル工事の場合は、労務費及び現場管理費にのみ補正係数を乗じるものとする。

変更契約時において、技術者等の休日率（技術者・技能労働者の休日日数÷対象期間）の状況に応じた経費の補正を行うものとする。

6 アンケートの実施

モデル工事の検証を行うため、受注者は、完成検査までに、別に定めるアンケートに回答し、発注者へ提出するものとする。

7 工事成績評定

４週８休以上の現場閉所を実施した場合は、工事成績評定表の「工程管理」及び「創意工夫」で評価するものとする。

なお、週休２日を実施できなかった場合においては、工事成績評定の減点はしない。

8 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者で協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 ３年 ６月 １日から施行する。
- 2 この要領は、令和 ４年 ６月 １日から施行する。
- 3 この要領は、令和 ５年 ６月 １日から施行する。

休日取得計画表

工 事 名 : ○○線・川○○工事

工事箇所：〇〇市〇〇区〇〇

＜凡例＞○：作業日，△：振替作業日，●：現場閉所，▲：振替現場閉所日，■：天候等による現場閉所日

別記様式1

[illegible]

休日取得状況表

別記様式2

工事名:〇〇線・川〇〇工事
工事箇所:〇〇市〇〇区〇〇

商号・名称	氏名	対象期間	休日日数	休日率	平均

判定⇒